



1. 特集：最新データでみる日本食品の輸出動向

2022年12月の農林水産省の発表によれば、2022年10月時点で日本からの食品輸出は、**2021年よりも1か月早く、2年連続で1兆円を超えました**。輸出先として、中国、米国、香港が上位で、輸出額の増加をけん引しているのは水産物であることが発表されています。

本稿では、最新データに基づき、日本食品の販路開拓を行う上で、現在どの国・地域への輸出が好調なのか、上位以外ではどのような国への輸出が有望なのかを報告します。

(1) 日本食品の輸出額上位の国・地域

2022年1-10月までに日本食品が輸出された上位10か国・地域は、下表のとおりです。日本食品の輸出額は、インバウンド客数・当該国の日本食レストランの数と相関関係があり、輸出額上位の国には多くの日本食レストランがある他、当該国からのインバウンド客数も非常に多い状況です。一般的に、海外における日本食レストランの需要と当該国からのインバウンド客数の増加とともに、当該国への日本食品の輸出が増加する傾向があります。

(2) 日本食品輸出に関する有望国

日本食レストラン数やインバウンド客数に対し、比較的輸出額が少なく、今後伸びしろのある国として、インドネシア、マレーシアおよびカナダがあげられます。それぞれの国については、以下のような事情がありますが、輸出が拡大する余地があると考えられます。

イ. インドネシア・マレーシア

インドネシア・マレーシアについては、国民の大半がイスラム教徒であるという特徴があります。日本からの輸出品を両国内でイスラム教徒向けの国民に向けて流通させるためには、ハラール認証を取得することが求められることがあります。ハラール認証は取得に時間・費用がかかることから、企業も取得を敬遠することがあり、これら2国への食品輸出障壁の1つになっていると考えられます。

しかし、両国からのイスラム教徒の訪日旅行客は、日本国内で食事をする際、宗教上食べて良いものかを各個人が判断し、レストランで注文したり、スーパー等で食品を買ったりと工夫しています。そのため訪日旅行客の関心が高かった食品については、ハラール認証の壁を超えれば、輸出が拡大する余地があると考えられます。

また、両国の特徴として、華人系住民がインドネシア約800万人、マレーシア約720万人と、日本食品の輸出上位であるシンガポールよりも多いことが挙げられます。彼らをターゲットとした販路開拓を検討していくのも1つ考えられます。

ロ. カナダ

カナダについては、日本の食品を好むアジア系の国民が少数派（約 20%）であるものの、現地にはオーストラリアを上回る日本料理店（2,576 軒）があり、拡大の余地があるものと考えられます。

(3) 海外販路開拓について

自社商品の海外販路開拓を進めるにあたっては、国・地域に応じたアプローチをする必要があり、現地規制や需要の他、入念に事前調査することが成功につながると考えられます。

信金中金では、海外販路開拓を始め、海外ビジネスに関連した相談を幅広く受け付けており、駐在員事務所（ニューヨーク、香港、上海、バンコク）、100%出資子会社である信金シンガポール㈱、9つの業務提携行と連携して対応しています。ご相談事項がありましたら、お近くの信用金庫までお問い合わせください。

表：日本食品の輸出先上位国・地域と関連する要因

順位	国・地域	アジア	輸出額 (2022年 1-10月)	国内・域内の 日本料理店数 (2021年)	国・地域別 訪日旅行客数 (2019年)		人口 (2021年)	1人あたり GDP (2021年) ※日本34,360
			億円	軒数	千人	全体順位	百万人	米ドル
1位	中国	○	2,293	65,000	7,996	1位	1,412.0	12,970
2位	米国		1,655	18,600	1,701	5位	333.0	75,180
3位	香港	○	1,640	1,350	2,252	4位	7.4	49,700
4位	台湾	○	1,117	9,126	4,609	3位	23.3	35,510
5位	ベトナム	○	573	2,500	494	10位	99.4	4,160
6位	韓国	○	523	13,982	5,569	2位	51.6	33,590
7位	シンガポール	○	455	1,252	490	11位	5.3	79,430
8位	タイ	○	424	4,370	1,317	6位	70.1	7,630
9位	フィリピン	○	255	463	610	8位	111.7	3,600
10位	オーストラリア		242	2,266	611	7位	26.0	66,410
11位	マレーシア	○	122	1,700	459	9位	32.7	11,399
12位	カナダ		109	2,576	339	12位	38.5	57,406
14位	インドネシア	○	78	1,150	339	13位	272.2	4,350
-	EU+英国		646	13,300	1,341	(6位)	514.9	約38,000

(出所) 農林水産省、外務省、法務省、財務省、IMF より信金中金作成

※ 訪日旅行客数はコロナ禍前の 2019 年のデータを利用

2. 最近寄せられた相談事例

Q

取引先がインドネシア子会社向けに円建で貸出を考えている。インドネシアでは、企業がインドネシア・ルピア以外の外貨を海外から借り入れる際に規制があると聞いた。どのような規制があり、何に注意をするべきか教えてもらいたい。

A

1. インドネシア企業の外貨借入規制の概要

インドネシア中央銀行（バンク・インドネシア）は、2015年1月、対外債務を管理するための規定（(No.16/21/PBI/2014）、(No.16/24/DKEM)）を施行しました。外貨建債務を有するインドネシア企業は、以下の規制を遵守する必要があります。

① 外部格付の取得 → BB-以上

インドネシア企業（外資系企業を含む）が海外から外貨建で借入を行う場合、当該企業は、外部格付機関（中央銀行が指定）から「BB-」以上の格付取得が求められます。

ただし、借入額に対してJBIC等の中央銀行認定の機関が債務保証をしていること、既存の外貨借入額の借り換え等の場合（条件を満たした場合に限る）は、格付取得は免除されます。

② 流動性比率 → 70%以上

四半期末（インドネシアでは3月、6月、9月、12月末が一般的）から3か月以内に期日が到来する外貨建負債に対し、企業が保有する外貨建資産の比率が70%以上であること

③ 為替ヘッジ比率

→ **外貨建債務が外貨建債権を超過する金額が10万米ドル超の場合、超過額の25%以上** 四半期末を起点に、

(i) 3か月以内に期日が到来する外貨建債務が外貨建債権を超過する額

(ii) 3か月超、6か月以内に期日が到来する外貨建債務が外貨建債権を超過する額

が10万米ドルを上回る場合、これらの超過額の25%以上を為替ヘッジする必要があります。なお、為替ヘッジについては、インドネシアの銀行で為替予約（ドル→ルピア）を行うことが求められています。

(例) ドル建預金10万米ドル、3か月以内に返済する必要のある借入金10万米ドル、3か月超・6か月以内に返済する必要のある借入金30万米ドルを有する場合

(i) 3か月以内外貨建債務10万米ドルー外貨建債権10万米ドル=0

(ii) 3か月超6か月以内外貨建債務30万米ドルー外貨建債権10万米ドル=20万米ドル
→20万米ドルの25%となる5万米ドル以上を為替ヘッジする必要あり

2. 留意点

インドネシア企業が外貨建債務を有する場合には、中央銀行への報告が四半期毎と年次で必要です。報告の失念・遅延・不備については罰則が規定されています。

本件規制については、最新の情報を確認するほか、運用について疑問が生じた際は、専門家に確認することを推奨します。

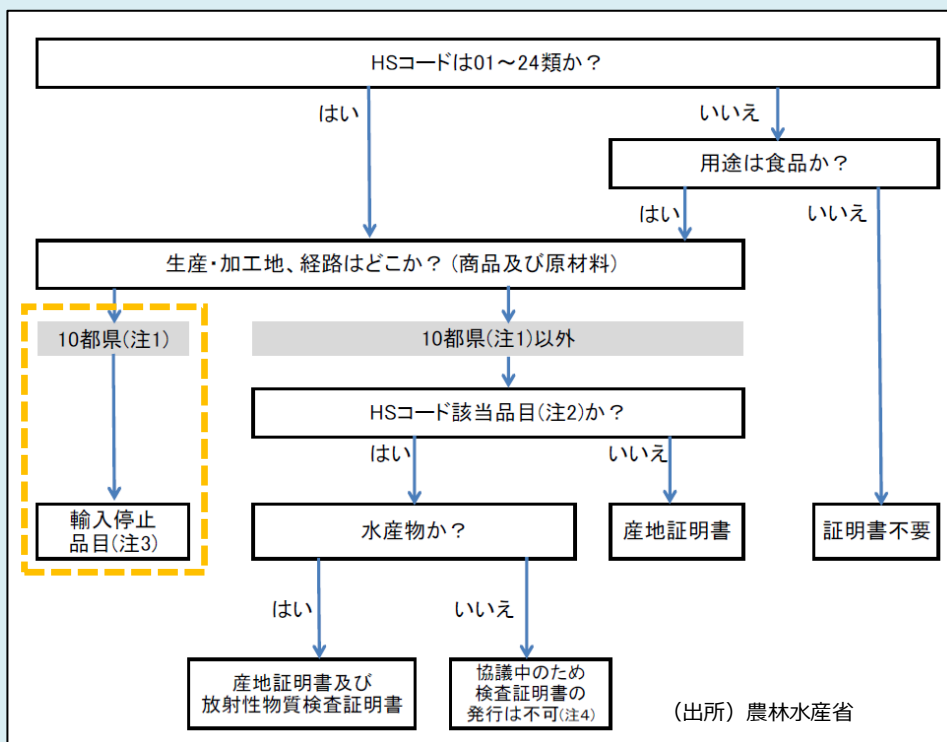
Q 取引先が中国向けに加工食品の輸出を検討している。取引先の工場は、中国への食品輸出に規制がある1都10県に所在しており、原料については1都10県以外および海外産を使用している。取引先は製造する加工食品を中国に輸出できるのか教えてもらいたい。

A **1. 中国向け加工食品輸出について**

中国は、日本から輸出されるすべての食品・飼料等について、10都県産（東京都、福島県、宮城県、長野県、新潟県（県産精米除く）、栃木県、群馬県、埼玉県、茨城県、千葉県）については輸入停止措置を講じています。

2. 中国向け加工食品を輸出する際のフローチャート

中国向けに食品輸出をする際のフローチャート（農林水産省）によれば、商品および原材料の「生産・加工地、経路」が10都県の場合は輸入停止品目に該当します。



注1：東京、福島、群馬、栃木、茨城、宮城、長野、埼玉、千葉、新潟

注2：野菜及びその製品、水産物および水生動物、茶葉およびその製品、乳および乳製品、果物およびその製品、薬用植物産品

注3：新潟県産精米は除く（産地証明書を発行）

注4：調味料、調製食品等の中には、産地証明書及び放射性物質検査証明書の添付で輸入可能な製品もあるため、事前に現地の輸入業者等を通じて要確認

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ
中央区八重洲1丁目3番7号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7674
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

©信金中央金庫 2022.12